

明星大学明星教育センター設立の理念と目的

高 島 秀 樹*

目 次

はじめに

1. 明星大学明星教育センター設立の経緯
2. 明星大学明星教育センター設立の理念
3. 明星大学明星教育センター設立の目的
4. 理念と目的の達成状況についての一考察

おわりに

はじめに

2010(平成22)年4月に設立された明星大学明星教育センター(以下、本文中では「センター」と略記する)¹は2020(令和2)年に開設10周年を迎えた。これを記念して刊行される『明星—明星大学明星教育センター研究紀要』10周年特別編の一環として執筆の依頼を受けた本稿の課題は「設立の理念と目的」を明らかにすることである。本稿は前提として設立の経緯を簡単に明らかにした上で、設立時に設定されたセンターの理念と目的を設立に向けた答申などから明らかにする。その上で、理念と目的の達成状況について、筆者の個人的な考えではあるが、若干ふれたい。

1. 明星大学明星教育センター設立の経緯

他の法人においても同じ語を用いることがあるが、私立学校を設置・運営する学校法人における最も基本的な規程を「寄附行為」と称することに象徴されるように、私立学校は本来独自の建学の精神・教育理念・教育目標、いかえるならば、どのような教育を行い、どのような人間を育成するかという独自の考え方を定め、それに賛同する人々の自発的な寄附行為によって設置・運営されるべきであると考えられてきた。この場合の「寄附行為」とは、狭義には自ら財産を提供して財団法人を設立する行為を意味すると考えられているが、筆者は「篤志」と同じく財産提供以外の活動一例をあげるならば建学の精神に賛同して自ら教育の任に当たること一も含まれるべきであると考えている。

このような私立学校についての基本的な考え方をふまえて、センター設立時の小川哲生明星大学学長(2008(平成20)年度～2013(平成25)年度在任)は、かねてから明星大学の建学の精神・教育理念・教育目標を研究して明確化し、その研究成果を学内外に広く明らかにするとともに、それを明星大学の日々の教育実践の上に具現化すべきであり、その具現化のための方策を検討することが必要であると考えていた。そのような活動は私立大学としての明星大学の identity を明らかにすることであり、同時に明星大学の全ての教育実践の基本的な方向を示すことになると考えていた。機が熟して、これを具体化する動きが出てきたのは2009(平成21)年秋ごろであり、小川学長は「明星大学学則第14条の2」および「明星大学学長の諮問委員

* 明星大学名誉教授、元人文学部人間社会学科教授・明星教育センター長、教育社会学

会に関する細則」に基づき、2009(平成21)年9月10日開催の平成21年度第5回学部長会に「明星大学 明星教育研究センター(仮称) 設置検討委員会の設置について」を諮り、設置検討委員会を設けて諮問することについて審議を経て承認を得た。そこで示された、学長から諮問委員会に対して諮問する内容は次の通りであった。

1. 諮問事項

建学の精神などに基づく明星教育の具体的方針を研究し、それに基づく教育計画および実践などを行う「明星大学 明星教育研究センター(仮称)」を設置するために、センターの理念、目的、組織および運営等について検討する²。

この「諮問事項」に、センター設立の理念と目的についての原点ともいべき最も基本的な考え方は示されていると理解することができる。

検討委員会の設置と同時に、組織として委員の人数は7名とすること、副学長佐久間美智子を委員長とし、教員からは学長補佐である伊庭健二・菊地滋夫、人文学部教員である高島秀樹・青木秀雄、職員からは通信教育部事務長高城秀一・学生支援センター課長補佐御厨まり子(職名は全て当時のもの)を委員とすること、答申の期限を2009(平成21)年11月10日とすることも承認された。

検討委員会は答申の期限までに多数回の委員会を開催して検討を重ねるとともに、委員間での検討も重ね、指定された期日に「明星大学 明星教育研究センター(仮称) 設置検討委員会 答申」を学長に提出した。この「答申」について、11月12日開催の学部長会において大学評議会に議題として提案することの承認を得て、同日開催の平成21年度第2回大学評議会に議題として提案、審議の結果開設が承認された。承認を受けて、大学附属教育研究機関の増設として12月開催の学校法人理事会の承認を得ることとした。学内においては、「設置検討委員会」を「開設準備委員会」に改め、センターの目的と業務、組織と運営、設置場所、開設に係る経費などについて検討が重ねられ、学部長会に中間報告をして意見を求めることも行い、その具体的な姿が順次定められた。他方、2010(平成22)年2月12日開催の平成21年度第3回学大学評議会において「明星大学明星教育センター規程」「明星大学明星教育センター運営委員会細則」の制定も報告され、これら所定の手続きを経て2010(平成22)年4月1日にセンターは開設された。

2. 明星大学明星教育センター設立の理念

センター設立時の理念については、上記の小川学長に提出され、大学評議会で審議、承認された「明星大学 明星教育研究センター(仮称) 設置検討委員会 答申」に最も的確に明示されていると考えられるので、その中から「1. 設置の趣旨」を抜粋し、やや長文となるが以下に引用する。

明星大学 明星教育研究センター(仮称) 設置検討委員会 答申

平成21年11月10日

1. 設置の趣旨

[基本的な考え方]

私学における人材養成とそれに係わる教育方針の最も基本的なあり方は、各々の私学が固有の「建学の精神」を持ち、その実現を目指して日々の教育研究活動を行うことにある。

大学においては「建学の精神」に沿って大学が設置され、高等教育を通して「建学の精神」の実現を目指し学部・学科・大学院等の教育・研究組織が設定され、各々のより具体的な「教育目的」と「教育内容」等が定められることが、私学のあるべき姿である。「建学の精神」は私学の根本的存在意義に関

わるものであるので、安易に変更されるべきものではないことは言を待たない。

しかし、「建学の精神」は変わらざるものとして存在すべきであるとしても、大学を取り巻く時代的・社会的状況は変化し、それと密接な関係を持って大学教育に対する社会的に期待される役割は変化する。そのような変化をふまえて、教育・研究組織のあり方や、より具体的な「教育目的」と「教育内容」には常に検討が加えられ、より適切なものとして定められるべきである。その上で、絶えざる検討を経た「教育目的」と「教育内容」を実現するための「教育実践」が展開されなければならない。

児玉九十先生によって創立された本学においても、児玉九十先生の教育理念や教育方針等について、絶えず再確認すると同時に、先生の教育理念や方針等について今日的視点で検討を加え、「建学の精神」がより教育的有効性を持つよう模索すべきである。これが「明星大学 明星教育センター（仮称）」の設置の基本的考え方である。

[現状]

学校法人明星学苑、明星大学においては、学苑の建学の精神を再確認の上、その理念・目的・教育目標について再検討を加え、2008（平成20）年11月の学校法人明星学苑創立85周年を期してこれを学内外に広く広報した。このうち、学校法人明星学苑・明星大学の理念・目的・教育目標は次の通りである。

(1) 学校法人明星学苑の理念・目的・教育目標

2008（平成20）年度に行なった再検討の結果、学校法人明星学苑の理念・目的・教育目標・人材養成の目的については次のように定められた。

明星学苑が目指すもの＝変わらぬ建学の精神

「和の精神のもと、世界に貢献する人を育成する」

教育方針

1. 人格接触による手塩にかける教育
2. 凝念を通じて心の力を鍛える教育
3. 実践躬行の体験教育

校訓

健康、真面目、努力

(2) 明星大学の理念・目的・教育目標

2008（平成20）年度に行なった再検討の結果、明星大学の理念・目的・教育目標・人材養成の目的については次のように定められた。

明星大学の教育目標

自己実現を目指し社会貢献ができる人の育成

明星大学の教育内容と教育方法

1. 現代社会に生きるものとして必要不可欠な基本的知識と技能の習得
2. 幅広い教養を身につけた自立する市民の育成
3. 心と体の健康管理の教育
4. 高度専門職業人及び幅広い職業人の育成
5. 体験教育を通して生涯に亘る学習意欲を獲得し、自らの歴史を綴ることができるようにする教育

[課題]

このように学校法人明星学苑、明星大学（大学院を含む）の基本的な理念・目的・教育目標と人材養成の目的に関して再検討が加えられ、明確に定められたことはかつてないことであったので評価をすることができる。そこで、その内容をより具体的に策定すること、さらにそれを日々の教育実践のうえにどのように具現化していくか検討すること、さらにそれを実践することはこれからの課題であるといわざるをえない。明星大学の基本的な理念・目的・教育目標と人材養成の目的を実現するためには、一方

において初年次教育など全学共通の科目の設定が必要であり、他方において各学部・学科の専門教育の中でその趣旨を十分に取り入れていくことが必要である。しかし、そのためには明星大学の基本的な理念・目的・教育目標と人材養成の目的を研究し明確化するとともに、これらの教育実践を積極的に支援していく体制を作ることが必要である。それは同時に、明星教育の理念を実現すべく日々教育実践に取り組んでいる教職員を支援することでもある。

今回学長より諮問のあった「明星大学 明星教育研究センター（仮称）」の設置の趣旨はここにある³。

センター設立の理念は、この答申の「1. 設置の趣旨」のうち「基本的な考え方」と「課題」に的確に明示されていると考えられる。

本稿1. にも記したように私立学校においては独自の建学の精神を持ち、その実現のために教育機関が置かれ、さらに建学の精神にもとづいて教育目的と教育内容が定められるべきであるという考え方が基本となるが、このうち具体的な教育目的や教育内容については常に検討を加えて、より適切なものとする必要があり、それにもとづいて教育実践が行われるべきであるという理念がセンター設立時の最も基本的な理念である。この理念を具現化し、実践することがセンター設立の実践的な理念であるととらえられる。このような理念を具現化する前提条件として、前掲の引用文（答申）中の「現状」の項目に記されているように2008（平成20）年に学苑創立以来長い年月を経過してややあいまいになり、解釈が多様化している傾向の見られた学校法人明星学苑と明星大学を含む各設置校の理念・目的・教育目標について再検討されて明確化されたことは、センター設立の理念を想定し、実現するための前提となる条件が整ったと考えることができる。

3. 明星大学明星教育センター設立の目的

センター設立時の目的については、同様に「明星大学 明星教育研究センター（仮称） 設置検討委員会 答申」に最も的確に明示されていると考えられるので、その中から「3. 目的」と「4. 活動及び組織（3）活動組織」を抜粋し、以下に引用する。

「明星大学 明星教育研究センター（仮称） 設置検討委員会 答申」

3. 目的

明星大学 明星教育センター（仮称）を設置する目的は以下の通りである。

- ① 明星教育・明星大学教育の理念・目的（明星学苑の建学の精神・教育方針・校訓、明星大学の教育目標・教育内容と教育方法）の研究と啓蒙
- ② 明星教育・明星大学教育の理念・目的の教育実践への具現化方策の研究と提言
- ③ 明星教育・明星大学教育の理念・目的、それに関する研究成果、教育実践への具現化方策に関する広報
- ④ その他

4. 活動及び組織

明星大学 明星教育センター（仮称）は、以下の組織を持つものとする。

- (1) 構成員 = 略 =
- (2) 運営組織 = 略 =
- (3) 活動組織

I. 研究・開発部門

研究・開発活動内容に対応して、恒常的・臨時的プロジェクトチーム（部門）を組織し、研究活

動を行う。

研究・開発部会の下におけるプロジェクトチームの例

- ① 明星教育・明星大学教育の理念・目的に関連する諸資料の蒐集と研究及び理念等の啓蒙活動
- ② 明星教育・明星大学教育の理念・目的に係わる教育方法の研究開発
- ③ 明星教育・明星大学教育の理念・目的に係わる教育実践や教職員研修についての研究、企画と検証
- ④ 明星教育・明星大学教育の理念・目的に係わる研究成果、教育実践への具現化方策に関する広報

また、明星大学教職員等がセンターにおいて研究活動等を行うことを支援する。

II. 教育支援部門

教育支援活動内容に対応して、恒常的・臨時的プロジェクトチーム(部門)を組織し、研究活動を行う。現在設置されている各諮問委員会の答申を待って、次の例のような業務を担当することが考えられる。

1. 全学的初年次教育
2. 高大接続教育(入学前教育、リメディアル教育を含む)
3. キャリア形成教育
4. 明星教育・明星大学の理念・目的・教育方針についての教職員に対する研修の実施

また、明星大学教職員等がセンターにおいて教育支援活動等を行う事を支援する⁴。

センターの実現すべき目的は、この答申の「3. 設立の目的」と「4. 活動及び組織 (3) 活動組織」に的確に明示されている。

「3. 設立の目的」においては、設立の目的について3項目にまとめて総括的に示しているおり、①に示された「明星教育・明星大学教育の理念・目的の研究と啓蒙」を行うことがセンターの最も基礎的な目的であるが、それにとどまらず、②に示された「教育実践への具現化方策の研究と提言」を行うという実践的な活動を「研究と啓蒙」と並ぶ重要なセンターの目的としているという点に独自性がある。これらの2つの目的と関連して、それらの成果を広報することを目的とすることが③に示されている。これらから考えると、センター設立の目的としては、「研究」と「実践」、「広報」の3つの活動を密接に関連付けて展開していくことを目指している点に特徴があると理解される。

「4. 活動及び組織 (3) 活動組織」においては、センターが担うべき活動を「I. 研究・開発部門」と「II. 教育支援部門」に分けてプロジェクトチーム(部門)の例として示している。これは「3. 設立の目的」に記されたセンターの目的を達成するために果たすべき具体的活動の例として示しているが、別の視点から考えるとセンターの活動の目的を具体的に示しているのとらえることができる。研究・開発部門では、理念・目的に関連する資料を蒐集し研究し啓蒙すること、教育方法を研究・開発し、それにもとづいて教育実践、特に教育方法について研修を行うこと、それらについて広報することが活動の具体的な目的と想定されているととらえることができる。教育支援部門では、全学的初年次教育、高大接続教育、キャリア形成教育を担当するとともに、教職員に対する研修を行うことが活動の具体的な目的と想定されているととらえることができる。

4. 理念と目的の達成状況についての一考察

センター設立から10年が経過し、センターはこの間きわめて多様な活動を活発に実施してきた。それによってセンター設立時に設定した理念と目標がいかに達成されてきたかについて検討していくことが必要で

ある。

学外からの評価の例として、文部科学省が定める認証評価として2010(平成22)年度に明星大学が受診した公益財団法人大学基準協会による大学評価では、「明星大学に対する大学評価(認証評価)結果」の「総評」において次のように評価されている。

全学の教育、人材養成の目的を達成するため、「明星教育センター」を開設して、明星教育に関する研究と広報・研修を行うとともに、全学共通教育の「自立と体験1」と導入教育を企画・実施・支援し、キャリア教育も担当することによって、大学の教育理念などの一層の明確化と教育活動への反映を図っていることは評価できる⁵。

このように評価されたことも視野に入れて、センターの理念と目的の達成状況について、筆者の個人的見解ではあるが終わりにふれておきたい。

センターの理念については、その理念が大学・各学部学科・各研究科専攻・事務局という組織にいかん浸透し、それらの教育実践にいかん反映されているか、さらには大学を構成する学生・教職員、学内外の関係者一人ひとりにいかん浸透しているかが明らかにされなければならないと考えられる。しかし、これを把握することはきわめて困難である。筆者は既に明星大学を定年退職し、大学組織とその構成員に対して日常的な接触がないという事情もあり、理念の浸透状況・反映状況について論じることは避けさせていただきたい。

センターの目的については、具体的な活動として実践されていることから、理念に比して達成状況を把握することが比較的容易であると考えられるが、筆者は次のように捉えている。

研究・開発部門については、明星教育・明星大学教育の理念・目的に関する資料の収集は学芸員を中心として進展し、その研究はセンター所属教員・職員のみならず、学内の主として教育学系教員の協力を得て進められてきた。研究成果の広報・啓蒙については、学内にセンター専用の展示施設(当初は本館4階アトリウム、後に資料図書館内2階専用部分)を設けて、明星大学の歴史を中心とする常設展示と時期を定めてのテーマを設定しての展示を実施してきている⁶。教育方法の研究・開発については、センター所属教員の積極的な取り組みにより、センター所管科目の教育方法が研究開発され、全学から選出された「自立と体験1」担当教員を対象とする研修などを毎年実施している。これらは全てセンター発足の2010(平成22)年度から開始されており、このような活動実績から考えると、研究・開発部門の目的は着実に達成されつつあると筆者は判断している。

教育支援部門については、「1. 全学的初年次教育」についてはセンター発足の2010(平成22)年度から「自立と体験1」として実施されており、各学部学科開設の「自立と体験2」との連携も図られている。「3. キャリア形成教育」は「自立と体験3」、「自立と体験4」を開講した。これらの科目はその後のカリキュラム改訂を経て、「自立と体験2」は2019(平成31)年度より全学共通科目としてセンターが実施担当に、「自立と体験3」は2020(令和2)年度から「自立と体験3A」に、「自立と体験4」は2021(令和3)年度から「自立と体験3B」に名称が変更された。「2. 高大接続教育」については、それまでも実施されていたが、2010(平成22)年度実施の2011(平成23)年度入学生向けの入学前教育からセンター所管として内容を充実させて実施してきている。リメディアル教育については、センター所管として実施してきている。これらの教育実践については、その企画から実践にいたるまでセンター所属教員の専門性を活かして実施してきた。なお、「自立と体験1」は全学部1年次生全員を学部学科横断の少人数クラスに編成し、担当教員も全学部学科・全学共通教育委員会教員から選出しても実施しているが、教員にとってこの科目を担当することは所属学部学科以外の学生の指導を経験し、アクティブ・ラーニングの技法を習得する機会になり、答申の目的には明記されていないが教員のFD活動としても効果があったと筆者は考えている。これらの教育実践の実績から考えるならば、教育支援部門の目的も着実に達成されつつあると筆者は判断している。

これら二つの部門に共通する広報に関する成果として、センター開設1年目から『明星一明星教育センター

研究紀要』を刊行、編集委員・担当者の尽力によって1年1回刊行が維持されている。研究紀要には研究・開発部門の成果とともに教育支援部門の実践・研究成果・実践報告も毎号掲載されている点に特徴がある。紀要は学内のみならず関係大学など学外にも配布するとともに、電子情報(明星大学学術機関リポジトリ)としても公開しており、センターの活動、理念・目標の達成状況などを広く明らかにする意味において大きな役割を果たしていると筆者は評価している。

おわりに

以上のように、センターの理念の達成状況については明らかにすることができず、目的の達成状況については筆者の個人的見解を記したにとどまる。本来は広く教職員・学生・学校内外の関係者など多くの人々の意見を得て、理念と目的の浸透・達成の状況を明らかにし、評価していくことは組織としてのセンターにとって次の活動を考える行く上でも、常に必要な課題であると考えられる。開設10周年は、その好機であると考えられることを提起させていただいて、本稿を終わりたい。

(2020年11月30日・稿)

注

- 1 センターの名称については、出発点となる学長の諮問から「明星大学明星教育研究センター(仮称)」の名称が用いられ、設置検討委員会の検討を経ても名称に「明星大学」を付すことが採用され、学部長会・大学評議会においても承認を受けた。これは明星大学の附属教育研究機関として他の附属教育研究機関にも「明星大学」が冠されていることに倣ったためである。しかし、それとともに設置検討委員会では私立学校としてこのような独自の建学の精神・教育理念・教育目標などを明らかにし、それを教育実践に具現化する方策を考える機関は、大学のみならず、設置校全てを対象とする機関として学校法人明星学苑に開設することが必要ではないかとの意見もあり、それが早急に実現できないのであれば大学限定で開設することから出発するとの意識があり、「明星大学」という冠を付すことの積極的な意味を考えたという事情がある。

また、検討の過程でセンターの目的が研究活動にとどまるものではなく、教育実践活動を行うことも重要な目的として設定されたことから、学長からの諮問にある「明星大学 明星教育研究センター」ではなく、より広い意味を込めて「明星大学 明星教育センター」として答申することになった。

- 2 学長 小川哲生「明星大学 明星教育研究センター(仮称) 設置検討委員会の設置について」2009(平成21)年9月10日、1頁
- 3 明星大学 明星教育研究センター(仮称)設置検討委員会委員会「明星大学 明星教育研究センター(仮称)設置検討委員会 答申」2009(平成21)年11月10日、1～2頁
- 4 同上、5～6頁
- 5 公益財団法人大学基準協会「明星大学に対する大学評価(認証評価)結果」2011年3月、1420頁
- 6 長谷川倫子「明星大学自校教育の10年」(『明星—明星大学明星教育センター研究紀要』第11号、2021年、所収)に詳しく記載されているので、参照されたい。

付記

1. 本稿作成にあたっては、「答申」「議事録」を参考にしたが、これらを参考文献として表記することは省略させていただいた。これらは、本文中・注における文書名などの記載に代えさせていただいたことをご了解いただきたい。
2. 本稿作成にあたって明星教育センター御厨まり子元課長(現・学生支援ユニットリーダー)、明星教育センター長谷川倫子学芸員の協力を得た。また、必要な資料の探索・入手は、長谷川倫子学芸員による。明記して、感謝の意を表します。